

## 【フィリピン】少年法の改正

海外立法情報課 坂野 一生

\* アキノ大統領は、2013年10月3日、2006年少年司法及び福祉法を改正する法律に署名した。改正法は、少年の刑事責任年齢を現行の満15歳に維持した上で、重大な罪に係る刑罰法令に触れた12歳以上15歳未満の少年に対する矯正制度を拡充する。

### 1 フィリピンの少年司法制度

2006年少年司法及び福祉法（共和国法第9344号）の制定前のフィリピンにおいては、1930年改正刑法（法律第3815号）第12条が刑事責任年齢を満9歳と定め、9歳以上15歳未満の少年については、犯罪の認識（discernment）がない場合には刑事責任を問えないと定めた上で、同法第80条で通常の刑事判決の執行に代わる矯正手続を行うことを義務付けていた（注1）。また、マルコス大統領による戒厳令下の1974年に発令された青少年法典（大統領令第03号）第189条及び第192条も同内容の規定である。さらに、1997年家庭裁判所法（共和国法第8369号）第5条aにより、少年事件は家庭裁判所の専属管轄に属するとされた。しかし、統一的な少年司法手続が構築されるには至らず、成年者と同様、多くの未決の少年は拘留所に、既決の少年は刑務所に収容されていた。国連児童基金の調査では、2005年末の時点で4千人を超える少年が刑務所に収容され、その多くは軽罪犯であった（注2）。この状態を改善するために、2006年少年司法及び福祉法が制定され、少年の刑事責任年齢を満15歳に引き上げ、15歳以上18歳未満の少年については、犯罪の認識を刑事責任の要件にする（同法第6条）とともに、刑事責任年齢に達しない少年（以下「刑事未成年者」）が逮捕された場合の即時釈放（第20条）、法定刑が6年を超えない罪を犯した15歳以上の少年に対する刑事裁判手続によらない修復的司法（第23条以下）、通常の刑事裁判手続とは異なる特別の少年司法手続（第32条以下）等を定めた。

2006年少年司法及び福祉法が少年の刑事責任年齢を引き上げ、刑事未成年者に対する保護を強化した一方で、同法が予定した矯正制度の整備が遅れたことから、刑事未成年者を犯罪集団が搾取・悪用して犯罪を実行させる例、逮捕後直ちに釈放される少年を警察官が逮捕しない例等がしばしば見られるようになった（注3）。国会においても、刑事責任年齢の引下げの可能性も視野に入れた少年司法政策の見直し作業が行われた結果、2013年6月5日に同法を改正する法律が共和国法第10630号（以下「改正法」）として国会で可決され、10月3日に大統領が署名した。

### 2 改正の概要

改正法は、全17か条から成る。このうち、第2条から第13条までが2006年少年司法及び福祉法（以下「旧法」）の内容を実質的に変更する規定である。

少年の刑事責任年齢は、満 15 歳のまま維持されたが、改正法は、旧法第 20 条を改正し、15 歳未満の少年が逮捕され、即時釈放が要求されるときにも、刑事責任は問わないものの、在宅での行政介入プログラムの実施又は必要に応じた一時的な身柄の保護を義務づけた。ただし、一時的な身柄保護については、少年が 12 歳以上であることが要件とされる。また、刑罰法令に触れる行為（以下「触法行為」）をした 12 歳以上の刑事未成年者（以下「触法少年」）に関しては、第 20A 条及び第 20B 条を新設し、殺人、強盗殺人等の凶悪な罪に係る触法少年については、強制的な身柄の保護を伴う集中的な行政介入を、触法少年が再び触法行為をしたときは、在宅での行政介入プログラムを受けていることを要件に、より集中的な行政介入を義務づけて、修復的司法の拡充を図る。

犯罪組織等による少年の搾取に対しては、犯罪の実行に際し、その地位を利用する等により、少年を用い、利用し、又は少年を用いることで利益を得た者は、その罪の法定刑のうち最も重い刑に処する(第 20C 条)として裁判所の裁量による量刑を排し、少年を犯罪に加担させた者を厳しく罰する規定を新設した。

さらに、非行少年の親にカウンセリングその他少年の福祉及び最善の利益に資すると裁判所が認める措置を受けさせること（第 20D 条）、少年非行の被害者及びその家族に対する適切な支援を提供すること（第 20E 条）が規定された。

少年の身柄を一時的に保護する施設については、旧法での名称が「少年拘置所」であったのに対し、これを「希望の家（Bahay Pag-asa）」と変更して、拘置を目的とするものではなく、原則として 15 歳以上 18 歳未満の少年が裁判手続を終えるまでの一時的な居住施設として位置付けるとともに、上述の 12 歳以上 15 歳未満の少年に対する集中的な行政による介入及び支援を行う機能も備えるものとした（第 4 条 s 号）。また、少年事件の多発する州及び市を優先して「希望の家」を整備するため 4 億ペソ（約 9 億 3200 万円）の予算を計上し、関係する州又は市に対してそれぞれ 500 万ペソ（約 1165 万円）の拠出を求める（第 63 条）。

また、改正法第 12 条は、旧法の改正とは別個に、少年事件を扱う全ての関係者に対して、少年の年齢、居所、非行、行政措置等に関する情報の適正な管理を求め、社会福祉開発省の下に関係各省庁の局長級を構成員として設置される少年司法福祉評議会に対し、これらの情報の集中管理システムの構築を求める。

なお、必要な施行規則は、上記の少年司法福祉評議会により、改正法の施行後 60 日以内に定められる（改正法第 14 条）。

注(インターネット情報は 2013 年 12 月 16 日現在である。)

- (1) 本稿において「少年」とは、満 18 歳に満たない者をいう（2006 年少年司法及び福祉法第 4 条 c）。
- (2) RJ Online, New Juvenile Justice Law in the Philippines. <<http://www.restorativejustice.org/editions/2006/september06/philippines>>
- (3) Lasallian Pag-asa, Developments in Juvenile Justice in the Philippines. <<http://lasallianpagasa.blogspot.jp/2013/10/developments-in-juvenile-justice-in.html>>